

議員提案第 1 1 号

政党助成金を廃止し，東日本大震災被災者救援・復興財源に充てることを求める意見書の提出について

このことについて，次のとおり意見書を提出するものとする。

平成 2 3 年 9 月 2 9 日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

渡 辺 有 子

五十嵐完二

小 山 哲 夫

明 戸 和 枝

風 間 ル ミ 子

飯 塚 孝 子

野 本 孝 子

## 政党助成金を廃止し，東日本大震災被災者救援・復興財源に充てることを求める意見書

政党助成金は，金権政治に対する国民の批判を背景に，1994年の「政治改革」関連法で小選挙区制とセットで，企業・団体献金も自粛する流れの中で導入され，1995年の実施から今年2回目までの政党助成金交付総額は，5,126億円の巨費に達している。

ところが，現在，政党助成金を受け取っている政党のほとんどが企業や団体からの献金を受け取るようになっている。企業・団体献金を受け取りながら政党助成金を受け取り続けることは国民を欺くものである。

また，政党の財政の主要な部分が公費によって賄われているような現状は政党が国民から遊離し，政治家が国民目線を忘れて墮落し，国民の政治離れをつくり出しているとも言える。

本来，国庫に返納しなければならない政党助成金の残高を44億円（'09年の残高）もたため込み，飲み食いや有力議員に分配されたという報道さえある。

国民の税金は，本来，教育や医療など国民のために使うべきである。しかも，国民の多くが貧困に苦しんでいるときに，政党が税金を食いつぶすのは犯罪的ですらある。3月11日発生した東日本大震災は，1万5,000人を超える死者や津波による壊滅的な被害だけでなく，原発事故の収束見込みさえない状態の中で，塗炭の苦しみを強いられている多くの被災者を思うとき，本市議会はますますその念を強く持つものである。

施行後16年を経た政党助成金制度について，廃止の方向を明確に打ち出してこそ，国民の政治への信頼を取り戻すことができると信ずる。

よって，本市議会は政党助成金について，下記のとおり要望するものである。

### 記

1 違法性の高い残金基金は直ちに返納手続を進めるとともに，平成23年度以降についてはこの制度を廃止すること。

1 返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災被災者救援・復興財源に充てること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

新潟市議会議長  
藤田 隆

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官

} あて